

学校法人 東福岡学園「いじめ防止基本方針」

学校法人 東福岡学園
東福岡高等学校
東福岡自彊館中学校

1. いじめの定義

本校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条）。

また、喧嘩やふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を丁寧に行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2. いじめ防止等のための目標

学校法人 東福岡学園は、「いじめ防止対策推進法」の精神に則り、「いじめには毅然と対処し、いじめは絶対に許さないという姿勢を貫く」という学校長方針を踏まえて、学園を挙げて、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のために必要な措置を総合的かつ効果的に推進するために、この方針を定める。

3. いじめの未然防止

- ①いじめは、全ての生徒にも起こりうるものであり、どの生徒も加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、生徒には互いの個性や価値観の違いを認め、自分の大切さとともに相手の大切さを認めることができる豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員が一体となって継続的に取り組みを行う。
- ②担任がいじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる。

4. いじめの早期発見

①基本的な考え方

生徒の表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要がある。また、いじめは教職員の分かりにくい場所や時間、インターネットなどを媒介として行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。従って、教職員は生徒が示すささいな変化やサインを見逃さないように、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。

②早期発見のための措置

- ・教職員に対する人権に関する研修等による資質の向上
- ・全ての生徒の人権意識を高めるための人権学習・道徳教育の実施
- ・いじめアンケートの学期毎の実施
- ・担任による定期的な個人面談及び保護者会・三者面談における家庭での状況調査
- ・学年担任会、コース担任会等の諸会議での生徒情報の共有
- ・情報科の授業における情報モラル教育の推進
- ・欠席日数が10日をこえる生徒の状況についての校長への報告
- ・その他、学級活動や授業における教員による気づき
- ・スクールカウンセラーとの情報共有
- ・関係機関との連携
- ・保護者、地域への働きかけ

③いじめを把握した際の対応

- ・いじめられている生徒の理解と傷ついた心のケア
- ・被害者のニーズの確認
- ・いじめ加害者と被害者の関係修復
- ・いじめの解消

5. いじめに対する措置

①基本的な考え方

いじめと思われる事象が発生した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。いじめとして対応すべき事案と判断した場合は、本学園の適切な他の部署と共に速やかに対応する。

②いじめの発見・通報を受けたときの対応

本校教職員がいじめと思われる事象を発見した場合または外部から通報を受けた場合、ネット上のいじめを発見した場合は速やかに校長に報告し、当該学年担任会およびコース担任会と生徒指導部が連携して調査にあたり、その結果を「いじめ防止委員会」に報告する。「いじめ防止委員会」は、いじめられた生徒、その保護者への支援、いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に対する助言、いじめが起きた集団への働きかけを検討・決定する。また、「いじめ防止委員会」は具体的な対処について本学園の適切な他の部署に指示し、その結果について報告を受ける。

6. 重大事態への対処

①重大事態の定義

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

(「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋)

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

があると認めるとき。

- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

②重大事態の発生と調査

「いじめ防止委員会」が重大事態の発生と認めた場合は速やかに理事会並びに福岡県知事に発生報告を行い、本学園の適切な他の部署に指示し調査を行う。また、必要に応じて第三者委員会を設置して調査に当たる。第三者委員会の委員の選考は理事長が行う。

7. いじめ防止等の対策のための組織

①いじめ防止委員会

本学園に「いじめ防止委員会」を設置する。「いじめ防止委員会」は校務運営委員会委員により構成し、以下の役職が当たる。

理事長、高校校長、副校長、総括教頭、高校教頭、総務部長、中学校長（自彊館コース責任者）、中学教頭、進路指導部長、生徒指導部長、募集広報部長、第3学年部長、特進英数コース責任者、特進コース責任者、進学コース責任者、法人事務局長、中学高校事務長

※「いじめ防止委員会」は本学園の他の部署と協力して、いじめの未然防止・早期発見・対応及び措置・重大事態の発生認識及びその対応に当たる。

②他の部署

基本方針にある他の部署とは学年・コース担任会及び自彊館（中学・コース合同）担任会、進路指導部会、生徒指導部会、人権・同和教育委員会及び部会、特別支援教育委員会及び部会（特別支援教育コーディネーター、養護教諭を含む）、教育相談室（スクールカウンセラーを含む）、寮管理委員会等を指す。

8. 基本方針の検証・修正

本学園いじめ防止基本方針は定期的に検証を行い、必要があれば理事長・高校校長・中学校長により修正を行い、いじめ防止の一層の向上を図る。